

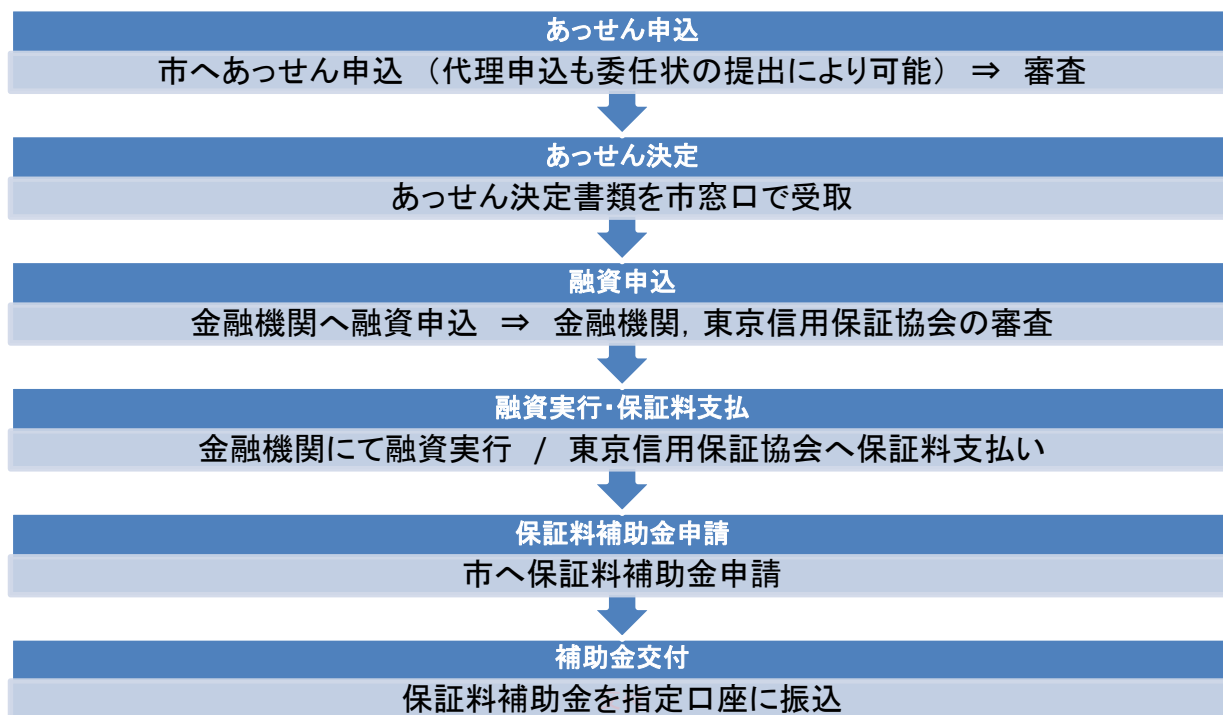
国分寺市小口事業新型コロナウイルス感染症 対策資金融資あっせん制度のご案内

この制度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業活動に影響を受けている市内の事業者の方の事業の継続や経営の安定を図るために、必要とする事業資金を有利な条件で利用できるよう設けられた無利子の事業資金特別融資あっせん制度です。

市と契約している取扱特定金融機関に融資のあっせんを行い、融資の実行後は利息の全額を負担（利子補給）し、東京信用保証協会にお支払いになる信用保証料の2分の1を申請により補助します。

受付期間 令和2年3月27日～9月30日

お申し込みの流れ



- ・市のあっせん決定後、金融機関・保証協会の審査により却下または減額になる場合もあります。
- ・東京信用保証協会は信用保証協会法に基づく公的機関です。

—お申し込み・お問い合わせ—

国分寺市役所

市民生活部 経済課 経済振興係

電話 042-325-0111 内線396

【資金の種類】

運転資金

経営上必要な商品・原材料の仕入れ、買掛金の決済、給与支払い等のために要する資金

【申込要件】

法人・個人 共通

最近1か月間の売上が、前年同期の売上に比して20%以上減少していること

創業後1年を経過していない場合は、最近1か月間の売上が最近1か月間を含む最近3か月間の平均売上高又は令和元年12月の売上高に比して20%以上減少していること

法人

- 主たる事務所または事業所(履歴事項全部証明書上の本店所在地)が市内にあること
- 資本金1,000万円以下であること

個人

市内または隣接市(※)に住所を有し、市内において事業を営んでいること

市内に住所を有し、隣接市(※)において事業を営んでいること

※ 隣接市とは立川市、府中市、小金井市、小平市、国立市です。

【その他の要件】

- 個人においては、常時使用する従業員数が20人以下(商業またはサービス業の場合は10人以下)の事業者であること。
- 東京信用保証協会の保証対象業種であること。
- 市税を完納していること。
- 小口事業資金融資を受けていても、併用して利用ができます。(保証協会の保証の範囲内)

【お申込み資金限度額】

運転資金



300万円 融資は1回を限度とします。

【利率】

全体利率1.00%のうち、市負担率1.00%。ご本人負担はありません。

【返済期間】

36か月以内(ただし、据置期間として2か月まで延長することができます。)

【信用保証料補助金】

信用保証協会にお支払いになる信用保証料の2分の1を申請により補助します。

【ご注意いただくこと】

- ・代理申込の場合は委任状(市様式)の提出が必要です。
- ・申込には必ず実印を使用してください。
- ・生活資金、借換資金、納税資金、融資実行前に支払われた資金は対象となりません。
- ・融資実行後に氏名、住所、代表者、返済期間等の変更や、事業の廃止等の重要な異動があった場合は直ちに市にお知らせください。
- ・申込要件を満たさなくなるような変更の場合、あっせんの取消し、利子補給の終了や返還等が生じる場合があります。

【提出書類について】

共通			法人	個人
融資申込書	市税完納証明書 (原本)※1 ※2	売上高等を月別に 確認できる書類 ※3	履歴事項全部証明書 (原本)	住民票(原本) ※4

※1 法人の方は法人名義の証明書を提出してください。

※2 市外在住者は在住市の納税証明書となります。非課税の場合は非課税証明書をご提出ください。

※3 会社名等記載のないものは、会社名・代表者名を記入し押印してください。

※4 住民票は本籍続柄あり、世帯全部です。

○ 代理申込の場合は委任状(市様式)が必要です。

代理人は本人を確認できる書類(運転免許証, 社員証等)をお持ちください。

○ 添付書類については、3か月以内に発行されたものをご提出ください。

○ お申込みの内容によっては、別途書類が必要となる場合があります。

R2.5発行